

令和6年度 農地法関係(第3・4・5条) 日程表

申請締切 ※注1			1. 農業委員会 総会の開催日				2. 県農業会議 常設審議委員会の開催日						
令和6年	4月10日	(水)	→	4月	26日	(金)	令和6年 →	5月	10日	(金)			
	5月10日	(金)	→	5月	27日	(月)		→	6月	5日	(水)		
	6月10日	(月)	→	6月	28日	(金)		→	7月	5日	(金)		
	7月10日	(水)	→	7月	29日	(月)		→	8月	5日	(月)		
	8月9日	(金)	→	9月	3日	(火)		→	9月	5日	(木)		
	9月10日	(火)	→	9月	27日	(金)		→	10月	4日	(金)		
	10月10日	(木)	→	10月	28日	(月)		→	11月	5日	(火)		
	11月8日	(金)	→	11月	27日	(水)		→	12月	5日	(木)		
	12月10日	(火)	→	12月	26日	(木)		令和7年 →	1月	10日	(金)		
	令和7年	1月10日	(金)	→	1月	28日			(火)	→	2月	5日	(水)
		2月10日	(月)	→	2月	28日			(金)	→	3月	5日	(水)
		3月10日	(月)	→	3月	28日		(金)	→	未 定			

※注1 毎月10日が受付締切日です。ただし、10日が土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日の場合は、その前日の開庁日となります。

※注2 上記日程については予定ですので、やむを得ない事情により変更となる場合があります。

許可書の交付について

1. 農地法第3条(農地の権利移動の許可)申請は、総会で審議し、許可決定後に交付します。
2. 農地法第4条・第5条(転用の許可)申請は、総会で審議し、許可決定後に交付します。
  - (1) 都市計画法等、他法令の許可が必要な場合は、他法令の許可日に合わせて交付します。
  - (2) 転用面積が3,000㎡を超える場合、農地区分が農用地区域内農地及び第1種農地である等、一定の要件に該当する場合は、県農業会議常設審議委員会に意見聴取し、回答を得た後に交付します。

※(1)・(2)いずれにも該当する場合は、双方の要件を満たした日以後に交付します。